

まんのう町水道給水管布設工事補助事業の手引き

令和4年4月更新

この事業は、まんのう町内に新たに水道給水管を布設するときに、布設工事費の一部を補助することで、まんのう町内への移住や定住、企業誘致の促進を図るものです。

1 補助対象者・補助対象工事

◎補助金の申請が出来る者、また対象の工事は、以下の①～④の全ての条件を満たす必要があります。

- ① まんのう町内に新たに水道給水管の布設工事をしようとする者。
 - ※ 申請者は個人、事業者を問いません。
 - ※ 水道給水管の新規布設が対象となり、老朽管等の布設替えや修繕工事は対象となりません。
- ② 申請時において町税の滞納がない者。
- ③ 香川県広域水道企業団から工事許可の出されている工事であること。
- ④ 新たに布設する施工延長が5 m以上の工事であること。
水道配水管(本管)から、量水器(水道メーター)までの施工延長のことをいいます。
量水器以降の宅内配水管工事は対象となりません。

2 補助金額

補助金額は、対象の工事の施工延長から5mを引いた延長に1mあたり5千円を乗じた額（千円未満切捨）となります。

補助金額は布設工事に掛かった費用を上限として限度額は50万円となります。

ただし、対象工事において、他の補助金の交付を受けた場合は布設工事に掛かった費用から差し引いて算出します。

(例)

①施工延長が8.5m、工事費が10万円の場合

$$8.5\text{m} - 5\text{m} = 3.5\text{m}$$

$$3.5\text{m} \times 5,000\text{円} = 17,500\text{円}$$

限度額以内のため、補助金額17,000円

②施工延長が110m、工事費が100万円の場合

$$110\text{m} - 5\text{m} = 105\text{m}$$

$$105\text{m} \times 5,000\text{円} = 525,000\text{円}$$

限度額が50万円のため、補助金額50万円

③施工延長が4mの場合

4m - 5m が0以下のため、補助対象となりません。

④施工延長が100m、工事費が100万円で他の補助金60万円の交付を受けた場合

$$100\text{m} - 5\text{m} = 95\text{m}$$

$$95\text{m} \times 5,000\text{円} = 475,000\text{円}$$

工事費100万円 - 補助金60万円 = 40万円が上限となり、補助金額40万円

3 申請の流れ及び提出書類

1. 事前協議 【申請者】

補助事業に該当するか事前の協議が必須となります。

申請を希望する方は、**工事着工前**に地域振興課までお問い合わせください。

※ 事前協議をされていない場合は、要件を満たしていても交付できないことがありますのでご注意ください。

2. 交付の申請 【申請者】

香川県広域水道企業団の工事許可後、下記書類を提出してください。

- ① 水道給水管布設工事補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 工事箇所の位置図
- ④ 工事金額の内訳が分かる資料（見積書等）
- ⑤ 布設延長が分かる資料（布設平面図、管割図等）
- ⑥ 完納証明書（滞納の無い証明）
- ⑦ 債権者登録申出書

※ 布設工事の着手までに申請していただくのが原則ですが、特に必要と認められた場合は、補助対象事業費の支払い後1年間は申請を受け付ける場合があります。

3. 交付の決定 【町】

受付後、内容審査を行い、補助金の交付決定を行います。

- 水道給水管布設工事補助金交付決定通知書（様式第3号）

…町から申請者に送付します。

工事着工

※ 交付決定後に補助金額が変更になる場合 【申請者】

実績報告を行う前に下記書類を提出してください。

- ① 水道給水管布設工事補助事業変更（中止）承認申請書（様式第4号）
- ② 変更事業計画書（様式第5号）
- ③ 補助対象事業費が分かる書類（変更見積書、変更布設平面図、管割図等）

工事完了

4. 実績報告 【申請者】

工事の完了後、次の書類を提出してください。

- ① 水道給水管布設工事補助事業実績報告書（様式第6号）
- ② 事業報告書（様式第7号）
- ③ 補助対象事業費の支払いが確認できる書類
（領収書・通帳のコピー・振込依頼書の控えなど）
最終の補助対象事業費が分かる書類（精算書・請求書・内訳書など）
- ④ 施工状況が分かる写真

5. 補助金の額の確定 【町】

実績報告書を審査した上で、補助金の交付額を確定します。

- 水道給水管布設工事補助金額確定通知書（様式第8号）

…町から申請者に送付します。

6. 補助金の交付請求 【申請者】

補助金交付請求書を提出してください。

- 水道給水管布設工事補助金交付請求書（様式第9号）

7. 補助金交付 【町】

請求により、登録口座に補助金を支払います。

4 提出書類について

1. 申請時

④ 工事金額の内訳が分かる資料（見積書等）

給水管の布設に係る費用が分かる書類が必要です

他の工事と同時に施工される場合は、補助対象事業費が分かるようにしておいてください。

⑤ 布設延長が分かる資料

香川県広域水道企業団から工事許可を得た平面図、管割図等を提出してください。

布設延長が分かるような図面に限ります。

2. 実績報告時

③ 補助対象事業費の支払いが確認できる書類

通帳のコピーの場合、支払った相手先が分かるものに限ります。相手先の記載がない場合、受取人が発行した入金書・領収書や工事の最終金額が分かる精算書・内訳書を提出してください。

補助対象事業費の全額分の書類が必要です。

※補助金交付請求書（様式第9号）を実績報告時に一緒にご提出ください。ただし、提出日は空白のままをお願いします。

申込・問合せ先

〒766-8503

香川県仲多度郡まんのう町吉野下430番地

まんのう町地域振興課 地方創生担当

TEL 0877-73-0122 FAX 0877-73-0113